



# 国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和3年2月26日(金)  
国土交通省 関東地方整備局  
建政部

## 記者発表資料

### 建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、東急建設株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会  
横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

#### 問い合わせ先

建政部 建設産業第一課長 ひろせ ゆういちろう 廣瀬 祐一郎 (内線6141)  
課長補佐 てらかど まさのり 寺門 正則 (内線6696)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

# 建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

## 記

### 1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	東急建設株式会社	国土交通大臣許可 (特-29)第20220号	寺田 光宏	東京都渋谷区

### 2. 処分内容

#### 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - ② 工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
  - ③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- (2) 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

### 3. 処分理由

東急建設株式会社が発注者から直接請け負った東京都目黒区の病院建設工事において、平成29年7月3日、4階床部分のコンクリート打設作業中、同床を支えていた型枠支保工が崩壊し、同床上で作業していた作業員が約5m下の3階床に墜落し、負傷した。

この件について、当該工事の下請負人にパイプサポートを支柱として用いて型枠支保工を組み立てさせるにあたり、支柱の高さが3.5mを超えているにも関わらず、高さ2m以内ごとに二方向に水平つなぎを設けず、かつ、筋交い設置による水平つなぎの変位を防止せず、もって下請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を取らなかったとして、同社および当該同社社員1名が、令和2年2月12日、東京簡易裁判所より労働安全衛生法違反による略式命令（同社については罰金20万円、同社社員については罰金10万円）を受け、その刑が確定しているもの。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。